

議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成28年4月27日(水)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後1時30分
出 席 者	委員長 大橋昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委員 福田 淑子 委員 櫻井 功紀 委員 我妻 薫 委員 橋本 四郎 副議長 平吹 俊雄 議長 吉田 眞悦
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉田 泉 " 次長 佐藤俊幸
協 議 事 項	・災害時の議員行動マニュアルについて
そ の 他	
閉 会	午後3時05分

2号様式 協議の経過

<p>大橋委員長</p>	<p>どうもご苦労さまです。久々の議会運営委員会ということでございます。なかなか忙しい時期に入りまして、皆さんもお忙しいかと思いますが、今日は議長からの諮問、かねてよりの懸案事項でもございました災害時の議員行動マニュアルについてということですので、どうぞ協議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>委員全員出席ですので委員会は成立いたしております。なお、副議長には委員外議員として参加をお願いしております。</p> <p>それでは早速、協議に入りたいと思います。</p> <p>災害時の議員行動マニュアルについてでございますが、議長のほうからすでに案として提案されております。この部分について議長から。</p>
<p>吉田議長</p>	<p>皆さん、大変ご苦労さまでございます。</p> <p>かねてより、今、議運の委員長からもお話がありましたけれども、本庁においても大規模災害時の対応をやはり考えていかねばということで前にもお話だけをしておりましてけれども、なおさら4月1日、通年の会期ということで新たな通年議会ということも含めまして、今まで特別委員会の部分にありました災害時の対応という部分につきましては、議会として動くということになりますので、それで今回の、ま、大きく言えば災害対策本部の設置要綱と議員行動マニュアルというようなことになりますけれども、それらにつきまして今、初めて皆さんにお渡ししたわけですがけれども、これ内々に、何も無いところからというのでは大変だろうという思いもありましたので、一応、素案として考えたものを皆さんに今、出しております。</p> <p>この件につきましては昨年、議運で研修に行きました山梨県の昭和町さんのやつをまず利用させていただいておりますし、あとは宮城県議会のほうも新たに議会の行動マニュアル等々を作りまして、それはもう頂いております。それで、ま、昭和町さん、もちろん県議会もですがけれども、参考になればどうぞお使いくださいということで、その二つをまず一応、土台としてうちのほうの町に合ったようにということで素案として出した物でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>これ今、お手元に皆さん、目を通したかどうか。</p> <p>10分ほど暫時休憩してお目通しをしていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは暫時休憩いたします。</p> <p>休憩</p> <p>13:32</p> <p>再開</p> <p>13:42</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>再開いたします。</p>

	まず最初に要綱のほうからご協議いただきたいと思います。 何かございましたら出していただければと思います。
吉田議長	あくまでたたき台ですから、よりよいものを、皆さんのご意見を反映させていきたいと思いますので。
大橋委員長	はい、福田委員。
福田委員	まず趣旨の災害というの、原子力災害は別に設けるんですね。
大橋委員長	原子力災害、なるほどね。
吉田議長	これ明記すべきだと。「等」にしてやったから、地震、大雨、河川洪水等「等」ということで。ま、例えばだけれども今、予想されるのはそういう万が一の原子力災害もだけれども、竜巻なんかもこの頃、あと被害受けるくらいの大雪が降るかどうか分かりませんが、そういうことと、ま、大規模な土砂災害というのうちの地域ではないでしょうから。 だから地震、大雨、河川の洪水等ということで一応、したんだけど。
福田委員	町で原子力災害の避難計画を出しているの。原子力災害は起こり得ないとは絶対言えないと思うのね。それが別建てなのか。
吉田議長	別建てということじゃなくて、議会の場合は全ての災害に対するという位置付けで考えていただいたほうがいいのではないかな。
福田委員	あえて出さないということね。
吉田議長	たたき台だから。あとは皆さんのご意見でよりよいものに作り上げていただきたいということですので。
福田委員	自然災害と原子力災害しか受けていないのかな、そうだったら。
大橋委員長	福田委員が言うのは、地震、大雨、洪水等は自然災害と見なすという形ですか。
福田委員	原子力災害は自然でないから。
大橋委員長	と言う考え方。
福田委員	あえて原子力災害も。
我妻委員	ここは2条との絡みも出てくるんでしょう。
大橋委員長	ああ、2条ね、定義になるのね。
我妻委員	原子力災害も町の設置に該当する災害に含まれていれば、当然それに入るということ。町の対策本部も、ことさら原子力災害、取り分けていないわけでしょ。
吉田議長	ま、定義の中でそれはね。
福田委員	町の災害に倣って書いたということだね、そうするとね。
我妻委員	そうだね、町が災害対策本部を必要とするのに該当すれば全部、議会のほうに対応すると。
大橋委員長	対応するということだから。含まれるという見解でよろしいのかと思いますので。 (「含まれると解釈していいのでないか」の声あり) いいんでないですかね。

	ほかにございませつか。
我妻委員	3条は必置ではないんですね。「できる」にしていますね。あくまでも議長、副議長の判断で設置するということね。
吉田議長	「することができる」と。設置しなければならないでないからね。いや、そのほうがいいのではないかなと思って。状況に応じてね。
我妻委員	「しなければならない」だと、その規定も全部作らないと。
大橋委員長	そうだね。 はい、橋本委員。
橋本委員	4条の6項と6条との関係はどこまで考えているんだ。
吉田議長	どこまでというと、6条は所掌事務ですよ。
橋本委員	「事務に従事する」でしょう。事務というのはどこまで。
吉田議長	所掌事務。そういうつもりで明記したつもりなだけけれども。所掌事務ですよ、6条は。だから、これは全般という考え方。
大橋委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	この中に、例えば6条の5がある。対策本部、避難所等において我ら、品物の運び方までするの。諸救援の活動への協力、避難所等における。
大橋委員長	はい、議長。
吉田議長	<p>今の橋本委員さんの関係なんですけれども、まず対策本部、この流れから言いますと設置すると。それぞれの班、常任委員会ごとに。そしてその中でどういう行動を起こすかというのがこの所掌事務なので、状況に応じて、結局はそういう避難場所等における活動への協力ということも当然含まれてくるというふうに私は思っております。</p> <p>それで現に、過去においてですけれども、平成15年の直下型地震があったときにも、当時の南郷議会もやはり別に要綱も何もなかったんですけれども、職員だけではとても手が回らないというような状況だったものでしたから、議員も避難所に行ってお世話とか、ごみ処理のほうの誘導とか監視とかというような、被害調査もでしたね、そういうのを議員も一緒になってやった経緯があるんです。人が足りないということで。</p> <p>ですから、場合によっては当然、議員さん方もそういうような対応をすることもあり得るということで、一応こういうことを入れておいたつもりなんですけれども。</p>
大橋委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	<p>避難所を私も見ているんですけれども、役場の職員3人くらい、あるいは2人くらい、その避難場を仕切っているわけですよ。そこへ議員がどういう立場で入っていけばいいのかなということですよ。向こうも議員だと遠慮するし。</p> <p>だから議員として入れる限度があるだろうなと。誰の指示で、単なる協力ならいいですよ。ただ、こうなると義務的になるから。</p> <p>一般的に災害時に行って、何か忙しそうだから手伝うというのは、これはあると思う。ただ、仕事として規定上定められれば、何を誰がどういう</p>

	立場でやるのかな。それが理解できない。
大橋委員長	<p>議長が言われた平成 15 年のときには、あくまでも議員が、例えばごみであったり、避難所に行ってその場所の責任者の指示に従うことと厳密に言われて、私たちも応援に行ったつもりでございました。</p> <p>それからもう一つ。今の熊本の災害の関係を見ていても、今の時代、災害ボランティアが駆け付けるまでの間の部分というのは、やっぱり人手が足りないだろうなというふうに感じているところでもあります。</p> <p>橋本委員が心配する部分というのが、避難所なんかで混乱を招くんじゃないかという意味合いだとは思っただけだね。</p>
橋本委員	<p>あんたの話を聞いてみると地元の自治組織というのが中心になって我々はやってきたから、北浦は。だから、自治組織があるから特別その南郷の断層のやつわからないからね、わからないからこういう質問になるんだけど、今回の東日本震災を見ていて、自治会がしっかりしているから我々、そこまで入って行って何かすることないかというほどのことにはならないなと。</p> <p>そうすると何かというと、私たちはみんなが言うとおりに、現場の中で行政が気付かないところ、あるいは行政側が手を付けないこと、町民の生活上不安があるような問題を摘出しながら、これを早急にやったらどうだと報告する、そのくらいだなと思っていましたよ。</p> <p>だから南郷のときにしたと言われれば、そういう実績がある皆さんがいるからだけれども、この流れから言えば、例えばうちの局長みたいな人だったら議員の人、友達みたいにできるけれども、ほかの係長なんかは施設の当番したとき、俺、仕事ないかと言われたら、俺の子どもみたいなので用が足せるだろうか。それが心配なんだ。</p>
我妻委員	<p>今の心配は、「協力に関すること」という文言ですから、そこで指示しなさいなんて一言も書いていないので、あくまでもその協力に関することです。災害対策本部から派遣されている職員がその責任者になるんでしょうから、あくまでもそれに対する協力として、これも災害対策本部と議会のほうとの協議で、あそこは手薄だよとか、あそこに行って協力してくださいとか、そういう協議のもとでしょ。</p>
橋本委員	<p>さっき、議長が言ったでしょう、いろいろ含めて、さまざまゴミ処理までやったと。</p>
吉田議長	<p>いや、違って、協議の上、人が足りないんで、議員さん、何とかそこにお手伝いできませんかというような。勝手に行くわけではないから。連携をして。</p>
藤田副委員長	<p>いいですか、橋本さん。あのとき私らも携わったんだけど、南郷のとき、15年に今の運動場だったか南郷体育館の前にごみ、それぞれ個人で持ってきたんですよ。それで、うんと混雑したもので、みんな混じってしまっただけで、とにかくみんな、職員も張り付いて全部仕切って、その中に我々も入って誘導したり、これはこっち投げてくれ、こっちこうだと。みんなどんどんと投げていくんですよ。その仕分けというのは、きちりとしたも</p>

	<p>のだから。ごみが早く片付いたという最後の結果になったんだけど、南郷の場合。瓶とか瀬戸物、いろんなものを分けて。それが分からない人、ただ、ぼっと投げていくんですよ。その誘導とか、こちらですよという案内とか、そういう職員と一緒にやったのが我々だったの。その結果がとて、あとの処分がスムーズに進んだということがあって。</p>
橋本委員	<p>それで、一日やったの、議員の人が。</p>
藤田副委員長	<p>いや、一日って、半日なり。</p>
橋本委員	<p>持って来るの、いつか分からないでしょ。</p>
藤田副委員長	<p>だから代わり代わりに行ったわけですよ。ずっと張り付いているわけではないけども、交代でやったりして。</p>
橋本委員	<p>そうなると当番でやんなくちゃなんないよね。24時間、持って来るんだから。長時間やる場合に。</p>
藤田副委員長	<p>いやいや、24時間はなかった。昼間だけです。</p>
橋本委員	<p>当番制でやっていたの。その時間にたまたま行って指導したのと当番でやるのでは違うんだよ。</p>
藤田副委員長	<p>そういう協力をしたということですよ。</p>
橋本委員	<p>当番制にしてやるのと、たまたまそこにいたからこうしなさいよといったのは違うんだ。これは当番制を作るような話に見えるからね。ただ、自分の意識でやるんでなくして義務的にやるように書いてあるから俺そう言うの。</p>
藤田副委員長	<p>ああ、そうかね。我々、役場に集まって分かれながら交代でやったんですよ。</p>
橋本委員	<p>そこにいたから、たまたま指導する、教えてやるということは当たり前のこと。</p>
藤田副委員長	<p>そういう協力でした。</p>
橋本委員	<p>でしょう。そのような、これから見ると違うような感じがするなど。6条の5項が。</p>
吉田議長	<p>ただ、あくまで協議の上、必要に応じておこなうということが基本ですから。必ず、要らないところまで行ってどうのこうのということはありませんことだし。</p>
大橋委員長	<p>それから議員の都合もあるしね。 はい、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>行政側でそこに張り付ける職員を決めて指導する、あるいは調整するはずなんだから。そこに我々が何かのときに、一緒にたまたま行って、わからない人たちに、いやこれこうなんだよと言うんなら分かるけれども。 職員のやる仕事の中に入っていく場合に、その職員との連携が、十分事前に取り入れなきゃ問題がないかということなの。そういう義務的にやるのならもちろん。</p>
大橋委員長	<p>あくまでも、その現場の責任者である職員の指示のもとに、という形で活動してきたような経過がございます。</p>

橋本委員	<p>俺みたいな年配がね、30 くらいの係長が、ああ、そのときはこうしなさいと言えるかなという心配はありますよ。</p> <p>だから、入れていい字句と必要のない字句というのはあるだろうなと。この場合には事務としてやるとなっているからね。「6 条に定める事務に従事する」と。従事するということは義務だからね。</p>
大橋委員長	<p>いや、そういったようなことに関して協議の上、協力していきましようという意味合いだと思いますんで、そんなに厳密な形ではないと思っているんですけどもね。</p> <p>ま、これは議長のほうの答弁になるんですけども。</p>
吉田議長	<p>強制的にどうのこうのと考えるところではないと、私は思っているだけですけども。</p>
大橋委員長	<p>はい、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>事務というのは、一つは義務になるはずだと思うんですよ、言葉の上では。違いますか。</p> <p>局長、事務というのは一つの義務になりませんか。表現上の意味、事務というのは、あなたはこういう事務がありますといった場合、義務なんですか。事務事業というでしょう。</p> <p>私は作るのは賛成。作ることに賛成だけれども、部分的に表現どうなのかという疑問があるだけです。</p>
吉田議長	<p>6 条というのを入れないと、何をするのかということになるんじゃないかな。何か、もしやっぱ、これでは不都合だということであれば、逆に皆さんからちょっと提言をいただいて。</p>
大橋委員長	<p>この間の災害のときには、南郷の議員は南郷庁舎に詰めていて、そこから人員が足りないごみ捨て場なんかに出向いた経過がありますね。平成 15 年に限らずね。</p>
吉田議長	<p>そのときの状況判断で対応したということ。</p>
大橋委員長	<p>ま、強制でなく都合いい人は、ぜひというような形だったと思います。</p> <p>はい、我妻委員。</p>
我妻委員	<p>南郷の事例は橋本委員も理解したと思う。</p> <p>要はこの表現が、あくまでその実態ではなくて、表現がこれでいいのかということだと思うんだよね。避難場所で現場の指示をしている人が圧迫にならないような、そういう心配で言ったと思うのね。</p>
大橋委員長	<p>表現の問題ね。</p>
我妻委員	<p>あくまでも町対策本部がおこなう救援活動に協力するということから、そのときに本部長たる議長が各班に要請するときには、そういう点を含めて、現場に行ったら災害本部の職員の指示に従って行動してくださいと、そういう指示で協力に行くのでしょうかからね。</p>
吉田議長	<p>議会に対する要請がきたときとか、例えばどこの避難所に何とかというような当然、そのときにはそれぞれの班の中から関係する人たちとかということが出てくるわけなので。それはあくまで、そっちの責任者の指示によって動くということが鉄則だからね。</p>

大橋委員長	その辺は本部長が十分に協議をおこなった上だろうから。
吉田議長	今の件については、後から出てくる行動マニュアルに関係してくるんです。
大橋委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	理解する。どっちにしても二つの分科会は対策本部の委員長の指示に従って6条1項から7項まで、単独の行動ではなくして各班ごとの行動になるから、あ、それなら私も考え過ぎだという感じがしましたので、理解しましょう。
大橋委員長	分かりました。 ほかにございませんか。 はい、我妻委員。
我妻委員	確認ですけど今、議論になっていた5番目は救援活動なのね、文言で規定しているのは。さっき南郷の経験で、活動があったじゃないですか、交通誘導とか、あるいは災害の瓦礫処理の案内とか、そういったものというのは7項で判断するということだね。
吉田議長	ただ、避難場所等にしているから。
我妻委員	ただ、そのあとが救援活動と。(「等なんだな」の声あり) 瓦礫の分別だの、5年前も消防団の人が行ってやったら何とか処理が付いたとか、実際はね。職員がいくら言っても言うことを聞かなかったのを、消防団が行ったらだいぶ、町民も指示に従ってくれたということがあったんだね。ま、確かにそういう事例も出てくると思うんだけど。 今の熊本なんか見ると瓦礫ね、これからが大変だと思うんだけども。「諸救援活動」となっていたから。「救援」なくてもいいんじゃない。(「諸活動か」の声)
大橋委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	この会議ね、委員長がまとめていかないと、会議録作るとき職員が困るんだ。二人も三人もしゃべるから、どっちが主でどっちが従かわからないからね、それを委員長が制止してしゃべらせろ。 私が最後に言いたいことは、若い職員が私に用を言えないのではと言ったけれども、本来、議員の任務というのは地域において、地域だけではないけれども、自分が出られているその地域において、災害においてどういう大変な人がいるかということをお本部に報告しながら、行政側が漏れている部分について早急な対処を取ってもらうような活動をするのが議員の任務だろうなと私は思っている。 だから、前回の東日本大震災のとき、確か私は十何項目か、こういう問題があると出したはず。あれを整理していったら、出さなかった人もあるんだと聞いたけれども、そういう活動こそするのが議員の仕事であって、普通の人が連絡が取れないやつを我々だったら何課でも連絡が取れる、あるいは話もできる。そういう立場を利用しながら、災害で苦しいんでいる人、災害で問題が起きていることの解消を早急におこなわせるための手段を講ずるのが私は議員の任務だろうと、そういう感じしていたから。まさ

	<p>か避難所に行って荷物運びまでさせられるのかなという感じがしたから。</p> <p>もちろん私はしませんでした。言う人もないから。ただ、ここの暖房が低いなど言ってみたり、暖房なんかなんないのかというのは避難所に行って話したり、どういうふうにしてトイレ、水洗が使えるなければどうしているのかと話をしてきましたけれどもね。</p> <p>そういうこと目の配り、気配りというのは、困っている町民の皆さん方の悩みを少しでも解決するほうに主力をおいてやれという活動が、やるといのが議員の活動だと思ったら、これが出たから違和感を持ったのですけれどもね。私は正式な気持ちから言ったら、議員というのはそういう活動を地域ですべきでないのかなという感じはします。</p>
大橋委員長	橋本委員、所掌事務の中にも今、橋本委員が言われたことも含まれていると思いますし、それから先ほどの部分で6条の(5)の部分については「諸活動」としたほうが、範囲が広がるのではないかという。
平吹副議長	うんと範囲が広がるのではないではないか。 (「いいんでない」「そのとき臨機応変に」の声あり)
大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	いや、今の取ったほうがいいと思います。救援となったら、なおさら看護とかそういうものにも限定にされる。逆に限定される活動になってしまう可能性もね。そういった問題があって、いろんな物資とか、そういったものを含むと思うから。救援というのは何か逆に。
大橋委員長	<p>それでは今、我妻委員が言われたように、救援という部分を削除した形の「諸活動」という方向でよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>じゃ、そのようにしていただきたいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、福田委員。</p>
福田委員	第3条の2の議会対策本部。議員控室に設置するとなっていてんですけども、第5条の議員の居所、連絡場所は議会対策本部に対して連絡することになっているんですが、そうすると電話も全部こっちに設置するということになってくるのかなと、連絡する場合には。
大橋委員長	そのときは事務局への連絡になるのではないですか。
福田委員	議員控室に設置ね。
吉田議長	まさかね、議長室というわけにも。ま、役場庁舎が使える状況のときの話だけれども。
福田委員	議会事務局では駄目なの。ここ、議会事務局の一つ場所になっているのかなと。
大橋委員長	控室の、事務局が、事務局でいいんでないですか。何でもかんでもこの位置に電話がなければ駄目だということではないんでないですか。
福田委員	<p>議員控室ね、はい。</p> <p>第5条、さっき言った議員の居所、連絡場所、これをまず各々するということね、携帯であれ何であれ。</p>

大橋委員長	そうです。
福田委員	2の「ただし参集できない場合」というの、その判断は議長に仰ぐということでもいいのかな。自己判断。参集できない場合。
吉田議長	災害時行動マニュアルの に参集ということの基本としているの。だから、たまたま参集できる状況になれば、これはやむを得ないこと。本人が例えば、そこで苦しいんでいる人を見捨てて来いというわけにいかないだろうし、あと、もちろん自分が怪我した、いろいろな状況があるんで。ただ、基本的には参集するのが原則だと。
大橋委員長	水害だと、何かあるとうちらのほうから来られない。
福田委員	だから第5条の1がまず大前提だと。ただし、参集できない場合については、議長の判断を仰ぐということに理解していいんだね。
吉田議長	うん、もちろん。それはこういう訳で来られませんか、ま、連絡が付けばだよ。県議会でも何でもそのようだけれども、やっぱり議員の安否確認というのがまず最初ね。
福田委員	議員の中に消防関係、本部に一人いるし、それから分団長に一人いるから。
大橋委員長	議員活動における基本原則があるから。
福田委員	じゃ、わかりました。 あとそれから、第7条の「緊急を要する場合を除き」となっているんですけども、その、じゃ、緊急を要する場合はどうするのかと。じゃ、そのあとはどうなのかなというのちょっと。
大橋委員長	はい、議長。
吉田議長	この件について基本的な考え方なんですけれども、例えば議員さん方それぞれから直接、町の対策本部へ個人的に行かれたらかえって混乱するんです。 それであくまで、要請、提言等については、とにかく議会の対策本部を通じて、そこでまとめて確認してからやると。ただし、緊急を要するというのは、さっき言った人命に関わるような状況があるとか、時間的に余裕がないと判断されるような事案があるときは、これはやむを得ない。そういう考え方です。
福田委員	それをやったあとに必ず議会対策本部には。（「当然、報告しなければならない」の声あり）それがいいから。
吉田議長	あ、そうか。それを入れなきゃいけないということ。
福田委員	ちょっと自分でも記憶が定かではないんだけど、素山で急傾斜地、あそこ、あのときに直接、自治会の人たちと一緒にこっちに来て、そのあと報告しなかったような気がするのね。
櫻井委員	町の対策本部から頼まれたから行ってみたんだ。
福田委員	議会対策本部に対してもきちんとするのか、しなくてもいいのか。その辺、ちょっとどうなのかなという。
我妻委員	緊急だから直接、要請提言しましたということで。

福田委員	<p>私はしなかったの、議会对策本部がなかったからね。</p> <p>ここに「緊急を要する場合を除き」とあったので、この部分についてのあとの処理、どうすればいいのかなと。する必要がないのであれば書く必要がないんだけど。</p> <p>(「するのさ」の声あり)</p>
我妻委員	<p>議会对策本部を通じておこなうのが原則だから、緊急の場合は順序が逆になっても報告しなければならない。</p>
大橋委員長	<p>本部に対してはこういう活動をしたということは報告しなきゃないんですね。</p>
我妻委員	<p>原則からは緊急だけがちょっと外れて、そこだけが逆になると。</p>
大橋委員長	<p>福田委員、納得されたでしょうか。</p>
福田委員	<p>書かなくていいということね、じゃね。</p>
我妻委員	<p>そうでなかったら順序を書いてね。提言については原則として議会对策本部を通じておこなうと、ただし書きで緊急は外して。そうすれば福田さんの言ったのも網羅する。</p>
福田委員	<p>だから、これでいいのならこれでいいんです。みんなが理解すればそれでいいです、私は。</p>
吉田議長	<p>ただ、みんな報告はするんだよということだからね。</p>
福田委員	<p>そういうふうに取りたいいんですか。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「進めてください」の声)</p> <p>はい。大体、出尽くしたかと思いますが。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>次、行動マニュアルにいくわけですがけれども、要綱ですから議長、全協内で報告の形になりますか。</p>
吉田議長	<p>今日決めていただければ、今度の全協でと思っています。</p>
大橋委員長	<p>じゃ、そこでもまたいろんなもの出てくるかと思いますが。</p>
吉田議長	<p>あと一つ。9条の関係、今、我々に支給されているのが(1)の部分、手袋は除きだけでも、それで(2)の部分が当然、それぞれの議員さんが対応するということになるかと思いますがけれども。ま、これは議会としてないものだから。個人の責任でというふうになるとと思いますので、これはご理解を。ヘルメットは今度、貸与になりますので。</p>
大橋委員長	<p>いろんな形で対応できるような格好でという意味だろうからね。特別、支給になっている、なっていない、問題ではないだろうから。</p> <p>要綱の部分につきまして、よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>続きまして行動マニュアルのほうに移りたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
平吹副議長	<p>私からいいですか。</p>

大橋委員長	基本的には、みんなの了解を得なければならないそうですけれども。はい、どうぞ副議長。
平吹副議長	大雨特別警報ということなんですけれども、警報が出ているところに、例えば二つの一級河川あるんですけれども、水嵩がぐんと上がっていて、それでその大雨警報というの、この判断というの、要するに例えばテレビで大雨警報が出たとか、いろんなカメラで見える場合もあるんですが、その辺の判断というのはどういうふうに。
大橋委員長	特別警報だから、ただの警報でないから。マスコミ等で発表されればということだと思う。
平吹副議長	町でもあるからね、ま、防災行政無線で大雨特別警報が出ましたと。その判断は。
大橋委員長	はい、議長。
吉田議長	町の対策本部のほうは自動的に設置になるんですね、局長ね、警報出るとね。
吉田局長	特別警報。
吉田議長	そうすると局長のほうから当然、私のところにまず、最初に連絡等が来ますので、この機構図から言えばね。ですから、あとそれぞれ連絡ということに。仮にテレビとか見ていないことも当然あるし、夜中のこともありますので。
大橋委員長	はい、櫻井委員。
櫻井委員	大崎広域とか、防災行政無線なんかでも来るのではないですか。やっぱり、そういう大雨特別警報というのは、気象庁で発令するんだから。 (「昨年の線状降水帯の」の声あり)
大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	これ、今まである申し合わせ事項を削ることにつながると思うけれども、前は大雨特別警報が入ってなかったんだよね。今出た線状降水帯かな、あれで大雨特別警報というのが初めて。 いずれこの警報は町が発令するやつでないし、気象庁で出るやつだから、これはその発令は町の対策本部からじゃなくて、町の対策本部も特別警報が出されてからそれに対応した行動に入るわけだから、これは今言ったマスコミとか気象庁から出されたときの判断でいいということではないんですか。だから、誰かが勝手に出すんじゃないから、この大雨特別警報というのはね。もちろん、議員だけじゃなくて全町民にも徹底しなくてはならない事態だから。
大橋委員長	よろしいですか、副議長。
平吹副議長	いわゆる町で設置すると。設置というか国との関係でその大雨警報が入るといえることですか。違いますか。今、議長が町でうんぬんというのは。
吉田局長	県のほうのやつから随時、来ていますんで。
我妻委員	連動しているんでしょ、防災警報が。防災無線とかそういう周知に。
大橋委員長	一般的にテレビなんかで出るでしょう、特別警報。

平吹副議長	いや、地震ならすぐ分かるんだけど、雨だと鳴瀬なんか江合川とはまた違うと思うのね。ま、全体的になれば。
大橋委員長	それ、洪水警報のほうね。
吉田議長	雨に関する警報等については当然、停滞水で水嵩が上がる場合があるだろうし、今、副議長の言ったようなそれこそ河川の越水だの、破れたりとかということ当然あり得ることだから。その前に警報というのは必ず出るのはずなんだよね、間違いなく。それがとにかくテレビとか、あと当然、町でもそういう情報をもとに対策本部を設置するので。そうなればすぐ連絡は来るはずですから。
大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	今の特別警報が出たときは、そういうことでいいと思うんだけど、その下の「等」の判断が。幅を持たせる「等」だからね。かえってその判断が。
大橋委員長	はい、議長。
吉田議長	この「等」を入れたというのは、大雨特別警報だけじゃなくて、要するにさっき言った洪水とか、近年だと竜巻とか今まで考えられなかったような、そういうような大雨以外のも含むという考えで「等」を入れたんだけど。
大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	さっきの福田さん、一番最初に言った原子力災害もこの「等」に入ると。
大橋委員長	はい、櫻井委員。
櫻井委員	この行動マニュアルね、今、皆さんが話した大雨特別警報等が発表されたときとなっているんだけど、申し合わせ事項の 186 には大雨警報などというのは入ってないのさ。さっき、我妻委員が言ったとおり、ここに入れないといけないのではないかな。
大橋委員長	あとから出てまいりますけれども。 ほかにございませんか。(「はい、いいですよ」の声あり) それではこういったような形で議長から全協への提案ということでのよろしいですか。 (「はい」の声あり) じゃ、議長、こういったような形でお願いしたいと思います。
吉田議長	じゃ、今、一部修正等がありましたけれども、再度、5月17日に全員協議会、午後からですけれど予定しております。そのときに執行部からの議題が終わってから皆さんにお話して、これ条例でも何でもなくて、そこで確認をしていただければ、そこでよろしいということになりますので。17日に皆さんにお示しますのでよろしく申し上げます。 ありがとうございます。
福田委員	ちょっと休憩いいですか。

大橋委員長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>休憩 14:31</p> <p>再開 14:33</p>
大橋委員長	<p>再開いたします。</p> <p>運営基準の見直しが必要になってくるだろうということになるわけですが、それで運営基準の186の部分、削るという形で資料がお手元に配付されておりますが、このような形でよろしいですね。条ずれ等、全部を変更するのは大変でしょうから、削るという形で進めていきたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、この部分についてはそのようにしたいと思います。</p> <p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>はい、議長。</p>
吉田議長	<p>その他ですが、三つほど私から。</p> <p>その中の一つですけれども、今の災害本部設置要綱とマニュアルに関連することですが、実は私たちも何時にどういう事態に遭遇するか分かりませんので、議会として救命救急の講習会をしたいなと思っています。</p> <p>それで、この間たまたま、大崎広域の中でそういう関係、消防長を含めて話をする場があったので、実はこういうふうなことで対応できますかということで一応、内々の話をしておりました。それでぜひとも議会としてそういう取り組み、ほかの議会というのはいないんだそうです。やるのは美里町が最初ですね、という話のようですけれども、それぞれの地域なんかではしょっちゅうやっているんですが、そういう議会とか組織体の中でということで、逆にどうぞお願いしますというような話を受けました。それで救命救急のほうのまず講習を。議員控室に来てもらって議員さん全員が対象、ま、事務局を含めて。遠田消防署と直接やり取りしたら、ここで済む話ということだから。それで遠田消防署のほうと今後、ちょっと日程等を調整しながら、ここで救命救急の講習会を。実際、全員でいろいろやってみるということで、したほうがよろしいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。</p> <p>(「ぜひ」の声あり)</p> <p>そういうことで、ただ、ちょっと今後、日程が立て込んでいて、ちょっと消防署との関連もあるので、大体、いつ頃、議会の特別委員会の関係も6月2日があれだし、6月議会が終わってからですか。6月下旬あたりどうかと思っていただけでも。</p> <p>(「議会は14からだね」の声あり)</p> <p>議会は6月の14、15、16。そして6月19日が消防の演習の予定です、日曜日。もし19日が雨の場合は26日にするそうです。</p>

大橋委員長	<p>暫時休憩いたします</p> <p>休憩 14:40</p> <p>再開 14:43</p>
大橋委員長	再開いたします。
吉田議長	<p>もう1点です。</p> <p>熊本地震に対する見舞金についてということで、熊本がまだ収束になってない、長期の地震になっているというようなことでございますけれども、他人事ではないという考えであります。</p> <p>それで実は今回、宮城県町村議長会で取りまとめをして熊本の被災地に送りたいというような文章がまいました。正直、これ関係なくうちのほうの議会としてもということで今後、相談しながら見舞金なり支援金なりということで考えていかなきゃないなと思っていましたけれども、県議長のほうでまとめて出すということでありますので、ま、今までちょっとない、初めてだと思ふんです、県議長のほうでまとめて出すというのは。ちょっと私の記憶ではないんですが、ただ、今の県議長の正副会長の判断でこのようにということになったと思いますので。うちのほうも見舞金は出さなきゃないだろうなという思いでいるんですが、ちょっとこの件についてご相談をしたいと思います。</p> <p>ま、一口千円以上ということのようだけれども。</p>
大橋委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	<p>我がほうの北浦第二長寿会という老人クラブも募金、一昨日やって2万円近く集まりました。だから、本来なら議会としては遅すぎるくらい。あっちこっちでやっている。確か県の町村会、熊本に10万。(「100万」の声あり)少ないな。もう少しやってもいいだろうなと私自身は感じているので大いに賛成です。できれば画一的に1万なら1万円と決めてしまうか、そういうふうにやってほしいと思います。</p> <p>(「一人1万ですか」の声あり)</p> <p>ええ、それぐらいやってもいいんでないの。</p>
大橋委員長	<p>各団体でも取り組んでいるようですね。町の関係で言えば民生委員の人たちも何か募金箱の関係をやっているところでございます。</p> <p>岩手宮城内陸地震のときには幾らだったかな、2万だったかな、3万だったかな、議会としてというのがあったと思います。</p>
櫻井委員	小牛田町議会もやったな、前の南郷に。
大橋委員長	<p>南郷に小牛田から10万いただきました。</p> <p>はい、我妻委員。</p>
我妻委員	<p>当然、これ県の議長会でやるということは、熊本の県の議長会が宛先になると思うんだよね。これはこれで取り組むのは、もちろんいいと思いますけれど。</p> <p>確認したいのが、熊本美里。直接来ていたような。議会としては来てい</p>

	なかっただろうか。
大橋委員長	休憩いたします。 休憩 14:51 再開 15:04
大橋委員長	それでは再開いたします。
吉田議長	これ、積立からでいいんだね、3万円という美里の分は。
大橋委員長	大丈夫でないですかね。(「来月、集める」の声) ほかにございませんか。 よろしいですか。 (「はい」の声あり) 事務局のほうはいいですか。
吉田局長	本日の要綱のほう、本日分を修正しまして、あとは一応、法令担当にも確認していただきますので。ま、大きく変わる部分はないとは思いますが、若干の調整がありましたら、その辺はよろしくお願いたしたいと思います。
大橋委員長	よろしいですか。 では本日の会議、以上とさせていただきます。 副委員長、お願いします。
藤田副委員長	議会運営委員会、大変ご苦労さまでございました。28日からゴールデンウィーク、それと同時に農家にとっては大変忙しい時期になりますので、いろいろ車で出掛ける方もおられると思いますが、農家も含めて一つ事故、怪我のないようにしていただくようお願いいたしまして、今日の運営委員会を終わりたいと思います。 大変ご苦労さまでございました。

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務、産業、建設常任委員会

委員長